

新ひだか町告示第6号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により、**令和3年度**において、新ひだか町が発注する工事の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に**経常建設共同企業体**として参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請等について、次のとおり定める。

令和3年3月4日

新ひだか町長 大野克之

一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等

第1 資 格

1 資格の種別

経常建設共同企業体の資格審査の対象とする工種は、令和2年新ひだか町告示第59号で定めた新ひだか町が発注する工事等の契約に係る競争入札参加資格の建設工事の工種とする。

2 基本的資格要件

新ひだか町が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」と総称する。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）の要件は、次の（1）から（5）までのいずれにも該当することとする。

- （1） 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- （2） 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- （3） 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 国税（法人税、所得税、消費税及び地方消費税）
 - イ 都道府県税（法人事業税、法人道民税等）
 - ウ 市区町村民税（住民税等）
- （4） 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。（当該届出の義務がない場合を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- （5） 申請者（資格者）又は、その代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、新ひだか町暴力団の排除の推進に関する条例施行規則（平成25年規則第20号）第4条に定める排除対象者でないこと。

3 経常建設共同企業体として必要な資格要件

(1) 構成員の数

構成員の数は、2者又は3者とする。

(2) 構成員の組合せ

ア 構成員のすべてが、競争入札の参加希望の工種について、令和2年新ひだか町告示第59号で定めた新ひだか町が発注する工事等の契約に係る競争入札参加資格者（令和3・4年度建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている者）であること。

イ 構成員のすべてが、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する建設に属する事業を主たる事業として営む者であること。

ウ 構成員のすべてが、新ひだか町内に商業登記法（昭和38年法律第125号）第17条第2項に規定する本店又は建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づく許可における主たる営業所を有する者であること。

エ 等級格付がある工種の構成員の組合せは、次の（ア）及び（イ）によるものとする。

（ア）土木一式工事 同一等級又は直近等級に属する者の組合せ
ただし、C等級を含む組合せは除く。

（イ）建築一式工事 同一等級又は直近等級に属する者の組合せ
ただし、C等級を含む組合せは除く。

(3) 構成員の技術的要件等

すべての構成員が次の各号の要件を満たすこと。

ア 令和3年3月1日（随時の申請の場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において、競争入札の参加希望工種に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が2年以上あること。

イ 工事請負時において、工事1件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額にあっては、すべての構成員が発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は、原則として国家資格を有する主任技術者（国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することが過重な負担を課すると認められる場合にあっては、国家資格を有しない主任技術者。以下同じ）を工事現場に専任で配置し得ること。

ただし、工事1件の請負代金額が、同項に定める金額に満たない場合で、他の構成員のいずれかが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置する場合においては、残りの構成員は兼任で配置することができること。

なお、土木一式工事における技術者の専任配置要件においては、別に定める「土木一式工事及び建築一式工事に係る経常建設共同企業体運用基準」の6（技術者専任配置要件に係る土木一式工事の特例）による。

(4) 結成方法及び数等

結成方法及び数は、次の各号のとおりとする。

ア 共同施工方式（甲型）で、自主結成とする。

イ 一つの企業が、同一工種で複数の経常建設共同企業体の構成員となることはできない。

ウ 一つの企業が、申請できる工種の数、3工種までとする。

(5) 出資比率

工事請負時において、構成員による協議のうえ、その都度決定することとし、すべての構成員が、20%以上の出資比率でなければならない。

(6) 代表者の要件

代表者は、構成員において決定するものとする。

なお、格付等級が異なる構成員の組合せの場合は、代表者は上位等級の者とする。

(7) 共同企業体の解散等

ア 登録された経常建設共同企業体は、その有効期間中は、原則として解散できない。

ただし、構成員の破産、解散、廃業、合併等による消滅その他のやむを得ない理由があると認められたときは、解散することができる。

イ 登録期間中における構成員の組合せの変更は認めない。

4 単体企業と経常建設共同企業体との同時登録の禁止

土木一式工事及び建築一式工事の工種に係る単体企業と経常建設共同企業体の登録の取扱いは、別に定める「土木一式工事及び建築一式工事に係る経常建設共同企業体運用基準」によるものとし、その他の工種については、同一工種での単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録はできない。

よって、その他の工種について経常建設共同企業体の構成員となった場合には、その工種において、単体企業としての競争入札参加資格者の登録は停止することとする。

5 審査基準日及び等級格付

経常建設共同企業体の競争入札参加資格審査申請に係る審査基準日は、令和3年3月1日（随時申請をする場合にあつては、別に定める申請しようとする期間ごとに定める基準日）とする。

土木一式工事及び建築一式工事の工種に係る経常建設共同企業体の等級格付の取扱いは、別に定める「土木一式工事及び建築一式工事に係る経常建設共同企業体運用基準」による。

6 加算調整の廃止

経常建設共同企業体の加算調整については行わない。

7 その他の必要な事項等

その他の必要な事項は、新ひだか町共同企業体取扱要綱によること。

第2 資格審査の申請の時期、方法等

1 申請の時期及び方法

申請の時期及び提出方法は次のとおりとする。

(1) 定期の申請をする者

受付期間 令和3年3月4日（木）から令和3年3月16日（火）まで

（土曜日、日曜日及び新ひだか町の休日を定める条例（平成18年条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下、「休日」という。）を除く。）

受付時間 午前9時30分から午前11時30分、午後1時から午後5時00分まで
提出方法は、郵送又は持参のみとする。郵送は受付期間内の必着を要する。

(2) 随時の申請をする者

受付期間 別に定める受付期間

(土曜日、日曜日及び新ひだか町の休日を定める条例(平成18年条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下、「休日」という。)を除く。)

受付時間 午前9時30分から午前11時30分、午後1時から午後5時00分まで
提出方法は、郵送又は持参のみとする。郵送は受付期間内の必着を要する。

2 申請書類及び提出先

資格審査の申請は、あらかじめ指定された申請書及び下記の添付書類を提出する。

申請書及び添付書類

- (1) 経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書【別記様式第11号】
- (2) 経常建設共同企業体協定書(甲型)【別記様式第12号】
- (3) 年間委任状(経常建設共同企業体用)【別記様式第16号】
- (4) その他必要と認める書類

ア 経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書類確認票

イ 建設業許可通知書、許可申請時の建設業許可申請書【様式第一号】の別紙二

- (1) [新規・追加]、営業所一覧表(更新)【別紙二(2)】のうち資格で定める参加希望業種の許可年数の始期・主たる営業所等が確認できるもの)

※ 令和3・4年度の単体企業の資格登録申請時と内容に変更がなく確認できる場合は添付を省略できること。(申請日現在、既に有効な許可申請書等提出している場合も省略可とする。)

なお、単体企業の資格登録申請時に提出した書類で、競争入札の参加希望工種に対応する建設業法の許可業種において、許可を受けてからの営業年数が2年以上確認できない場合は、それ以前の許可通知書(写)等を併せて提出すること。

ウ 単体企業として令和3・4年度年度競争入札参加資格審査申請時に提出した「経営規模等評価結果通知・総合評定通知書」の写し

※ 令和3・4年度の単体企業の資格登録申請時と内容に変更がない場合は添付を省略できること。(申請日現在、既に有効な通知書等を提出している場合も省略可とする。)

申請書類提出先 〒056-8650

日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号

新ひだか町役場 総務部契約管財課

第3 参加資格を有する者の名簿への登載

参加資格があると認定された者は、令和3年度において、新ひだか町が発注する工事等に係る競争入札参加資格者名簿に登載される。

第4 資格審査結果の通知等

競争入札参加資格者に係る資格審査の結果通知については、資格者名簿を新ひだか町ホームページにて公表することにより、結果の通知に代えるものとする。

なお、参加資格を有しないと決定したときは、別途、競争入札参加資格結果通知書により通知するものとする。

第5 資格の有効期間

1 資格の有効期間

- (1) 資格の有効期間は、定期の申請の場合にあつては、令和3年4月1日から令和4年3月31日まで、随時の申請の場合にあつては、資格を有することと認められた旨の通知があつた日（有効期間の開始日）から令和4年3月31日までとする。
- (2) 定期の申請により資格を有することとされた者にあつては、令和3年4月1日以後の入札に参加する資格を得ることができるが、随時の申請により資格を有することとされた者は、資格を有すると認められた旨の通知があつた日（有効期間の開始日）以後の入札に参加する資格を得ることができる。

2 有効期間の更新手続

1の(1)の有効期間を更新しようとする者は、令和3年度に令和4年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第6 資格の喪失

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当したときは、当該資格は喪失するものとする。

- (1) 政令第167条の4に該当したとき。
- (2) 競争入札の参加資格申請において、虚偽その他不正な手段により登録を受けたとき。
- (3) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。
- (4) その他第1の2（第1の2の(3)に規定する資格要件は除く。）、3に定める要件を欠くに至ったとき。
- (5) 競争入札参加資格の取消しの申出があつたとき。

第7 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするときは、資格審査の再申請を行うことができる。

- (1) 競争入札参加資格者の当該資格に係る事業又は営業が相続、合併、譲渡又は会社分割により承継したとき。

- (2) 競争入札参加資格者（建設工事の資格に限る）が、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた場合。
- (3) 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である競争入札参加資格者がその構成員（競争入札参加資格者であるものに限る。）を変更したとき。
- (4) 企業組合又は協業組合である競争入札参加資格者がその構成員を変更したとき。

2 再申請の方法

再申請しようとする者は、第2の2に定める提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書及び添付書類を速やかに提出しなければならない。

第8 資格申請内容の変更

1 競争入札参加資格者は、次のいずれかに該当したときは、速やかに変更内容の届出をしなければならない。

- (1) 商号又は名称に変更があったとき。
- (2) 組織に変更があったとき。（協同組合にあつては構成員に変更があったとき。）
- (3) 代表者に変更があったとき。
- (4) 所在地に変更があったとき。
- (5) 電話番号に変更があったとき。
- (6) 使用印鑑に変更があったとき。
- (7) 営業許可等に関する事項（単純更新を含む。）に変更があったとき。
- (8) 有資格者に関する事項に変更があったとき。
- (9) その他、申請内容に変更があったとき。

2 変更届出の方法

変更の届出をしようとする者は、第2の2に定める提出先に、変更届及び添付書類を提出しなければならない。

第9 資格の辞退（喪失）届出

1 競争入札参加資格者は、次のいずれかに該当したときは、速やかに資格辞退（喪失）の届出をしなければならない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者。
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
- (3) その他第6の資格の喪失要件に該当するに至ったとき。

2 辞退（喪失）届出の方法

辞退（喪失）の届出をしようとする者は、第2の2に定める提出先に、辞退（喪失）届及び添付書類を提出しなければならない。

第 10 この告示に関する問い合わせ先

新ひだか町の資格審査申請に関する問い合わせ先

日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号

新ひだか町役場 総務部契約管財課契約グループ

電話 0146-49-0278